

レイクタウン美季の杜自治会防災部規約

(名 称)

第1条 この組織は、レイクタウン美季の杜自治会自主防災部（以下「防災部」という）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 防災部の事務所はレイクタウン美季の杜集会所および防災本部長宅に置く。

(目 的)

第3条 防災部は、レイクタウン美季の杜自治会における自主防災組織として、地域住民の共助と連帯の精神に基づき、地震、火災、河川の氾濫その他災害（以下「地震等」という）による被害の防止及び軽減を図るための諸活動を行うことを目的とする。

(事 業)

第4条 防災部は、前条の目的を達成するため次のことを行う。

- 1 防災に関する知識の普及に関すること。
- 2 地震等に対する被害予防に関すること。
- 3 地震等の発生時における情報の伝達、初期消火、救出救護、避難誘導、及び応急対策に関すること。
- 4 防災訓練の実施に関すること。
- 5 防災資機材等の備蓄に関すること。
- 6 その他防災部の目的を達成するために必要なこと。

(部 員)

第5条 防災部は、美季の杜自治会会員全世帯をもって構成する。

(役 員)

第6条 防災部に次の役員を置き、防災本部とする。

本部長	1名
副本部長	1名以上
会計	1名
会計補佐	1名
会計監査	1名
班長	

2 役員は、原則、自治会長が本部長を、同副会長が副本部長を、同会計が会計を、同会計補佐が会計補佐を、同会計監査が会計監査を各々兼務する。ただし、防災部総会により別途選出することを妨げない。防災部各班の班長は防災部総会の決議により選出する。

3 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の任務)

第7条 本部長は、防災部を統括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故等のある際はその職務を代行する。

3 会計および会計補佐は、防災部の会計を行う。

4 会計監査は、防災部の会計業務執行の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

5 班長は、本部長統括の下で最小の任務分担・行動単位となる各班の指揮・取り纏めを分掌する。

(組 織)

第8条 防災部には、次の班を置く。

- ・ 広報情報班
- ・ 消火班
- ・ 救出救護班
- ・ 避難誘導班
- ・ 給水炊出班

(総 会)

第9条 防災部総会は、全部員をもって構成する。

2 防災部総会は毎年1回自治会総会と併せて開催する。ただし、特に必要がある場合には臨時に開催する事が出来る。

3 防災部総会は本部長が招集する。

4 防災部総会は、次の事項を審議する。

規約の改正に関する事。

防災計画の作成及び改正に関する事。

予算及び決算に関する事。

その他、総会が特に必要と認めた事。

(防災計画)

第10条 防災部は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、会計年度毎に防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

地震等の発生時における防災部の編成及び任務分担に関する事。

防災知識の普及に関する事。

防災訓練に関する事。

地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導に関する事。

その他の必要な事。

(会 費)

第11条 防災部の会費は、必要に応じて自治会総会の決議を経て別に定める。

(予 算)

第 12 条 防災部の取得する資産、並びに運営に要する経費等は、自治会会計の内枠として防災部 予算（案）を作成の上、承認を得るものとする。

(会計年度)

第 13 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計監査)

第 14 条 会計監査は、毎年 1 回会計監査が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行う事が出来る。

2 会計監査は、監査の結果を防災部総会に報告しなければならない。